





別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
村が管理するもの	所在	地番	林班	小班 施業 枝番	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、間伐の手法は樹木の生育状況に合わせて保育間伐又は搬出間伐のいずれかを実施するものとする。</li> <li>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は車道からの目視によって判断できる限りで行う。</li> <li>○ 乙は、経営管理を行うために必要な場合は森林作業道を開設するものとする。</li> </ul>
	下切字 大谷平山	906	12	5-16	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
村が管理するもの	所在	地番	林班	小班 施業 枝番	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する伐採の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
	下切字 大谷平山	906	12	5-16	





別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
村が管理するもの	所在	地番	林班	小班 施業 枝番	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、間伐の手法は樹木の生育状況に合わせて保育間伐又は搬出間伐のいずれかを実施するものとする。</li> <li>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は車道からの目視によって判断できる限りで行う。</li> <li>○ 乙は、経営管理を行うために必要な場合は森林作業道を開設するものとする。</li> </ul>
	下切字 天皇山	915-24	13	1-10	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
村が管理するもの	所在	地番	林班	小班 施業 枝番	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する伐採の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
	下切字 天皇山	915-24	13	1-10	



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班 施業 枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	下切字 下モカゲ山	885	16	5-5	山林	6.34	ヒノキ	57					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 高知県幡多郡三原村来栖野346番地 三原村長 田野 正利</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 [REDACTED]</p>													

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。  
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は現地調査等により把握した内容を記載すること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
村が管理するもの	所在	地番	林班	小班 施業 枝番	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、間伐の手法は樹木の生育状況に合わせて保育間伐又は搬出間伐のいずれかを実施するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は車道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 乙は、経営管理を行うために必要な場合は森林作業道を開設するものとする。</p>
	下切字 下もかた山	885	16	5-5	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
村が管理するもの	所在	地番	林班	小班 施業 枝番	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する伐採の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
	下切字 下カテ山	885	16	5-5	





別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
村が管理するもの	所在	地番	林班	小班 施業 枝番	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、間伐の手法は樹木の生育状況に合わせて保育間伐又は搬出間伐のいずれかを実施するものとする。</li> <li>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は車道からの目視によって判断できる限りで行う。</li> <li>○ 乙は、経営管理を行うために必要な場合は森林作業道を開設するものとする。</li> </ul>
	下切字 長田平山	869-2	15	2-3	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
村が管理するもの	所在	地番	林班	小班 施業 枝番	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する伐採の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
	下切字 長田平山	869-2	15	2-3	